

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・過去３年間に実施した監査のフォローアップを実施！
－平成 24 年度内部監査基本計画書承認される－
・内部監査報告書（安全管理に関する監査）の掲載について
・内部監査報告書（競争的資金の監査、標準会計監査）の作成状況について
・平成２４年度内部監査　７月より開始！　－安全保障輸出管理に関する監査－
■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～東大教授が学生を平手打ち。酒に酔い口論、戒告　他７件～
■【監事監査情報】
・平成２４年度監事監査計画書の掲載について
■【監査人監査情報】
・平成２３年度決算監査について
■【連載企画】
・「重箱のスミをつついてみれば・・・」　－（H23）情報セキュリティに関する監査より－
・「教えて！成田くん　～支出契約決議の意味を問う～　」
■【Audit Cafe】
四天王監査(?!)について

※表題写真：資福禅寺参道より山門を望む

内 部 監 査 情 報

・過去３年間に実施した監査のフォローアップを実施！

―平成２４年度内部監査基本計画書承認される―

「内部監査基本計画書」は、年度内に行う内部監査に関する基本方針や監査内容が記載されている重要な書類です。監査室では、この計画書に基づき年間計画を立案し監査業務を行っております。

皆様にとりましては、今年度実施される監査がどのような意味をもち、どのような内容で行われるかを知ることができる重要な書類となります。ぜひご一読ください。

なお、今年度実施する予定の監査項目は、以下の５項目となります。今年度は、過去３年間に実施した監査のフォローアップを行うなど、より監査の実効性を高めるため新たな取り組みを行います。また、皆様より分かりにくいとご指摘のありました監査報告書の様式等につきましても、項目の整理を行うなど、より分かりやすい監査体制を整備することとしております。



※監査項目
①安全保障輸出管理 ②文書及び公印の管理 ③競争的資金 ④標準会計 ⑤フォローアップ

【内部監査基本計画書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-kihonkeikaku-top.htm

・内部監査報告書（安全管理に関する監査）の掲載について

平成２３年度内部監査（安全管理に関する監査）につきましては、部局担当者の皆様のご協力により、無事監査業務を行うことができました。ご協力ありがとうございました。

今回の監査では、主に一般的な安全管理や化学物質、遺伝子組み換え生物等に関する管理状態を監査させていただき、先日、国立大学法人東北大学内部監査規程第１５条第１項に基づき、内部監査報告書を総長宛て報告しました。不適切事項等のある部局におきましては、適切な改善が図られますよう、よろしくお願いいたします。

なお、内部監査報告書の要約版を下記ＷＥＢページに掲載いたしましたので、日頃の業務にぜひご活用ください。また、不適切事項等の詳細は、WEB事例集に掲載いたします。



◆改善要求を要する指摘事項（３項目）

① 産業医の巡視を行っていなかったもの	１　件
② 安全衛生委員会を開催していなかったもの	１　件
③ 採用時等の安全衛生教育を実施していなかったもの	２　件

◆発見事項（１０項目）

① 安全・衛生管理者等の巡視を月１回しか行っていなかったもの	３　件
② 作業主任者を選任していなかったもの	２　件
③ 安全衛生委員会の議事等を職員等に対して周知していなかったもの	３　件
④ 海外派遣職員に対する健康診断を行っていなかったもの	１　件
⑤ 雇入れ時等における安全教育の実施について	１　件
⑥ 火元責任者の任免を行っていなかったもの	２　件
⑦ 消防設備等の設置位置図並びに避難経路図を掲示していなかったもの	１　件
⑧ 消防設備等の管理を行っていなかったもの	１　件
⑨ 化学物質等の取扱いに関する教育研修を実施していなかったもの	４　件
⑩ 化学物質等の移動にかかる手続きについて	６　件

◆不適切事項（４項目）

① 法人文書をファイル管理簿に記載していなかったもの	２　件
② 通知文書を職員に対し周知していなかったもの	３　件
③ 化学物質等分野別管理責任者を適切な時期に選任していなかったもの	６　件
④ 化学物質等の取扱いに関する教育研修記録を保存していなかったもの	２　件

◆本部事務機構に対する要請等（６項目）

◆部局の取り組み事例（４項目）

【監査報告書】詳細は下記WEBページをご覧ください。

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-houkoku/kansa-houkoku-top.htm

・内部監査報告書（競争的資金の監査、標準会計監査）の作成状況について

昨年度に実施いたしました「競争的資金の監査」及び「標準会計監査」の内部監査報告書につきましては、各部局との意見調整を経て、６月中に報告を行う予定です。

なお、監査報告書の要約版は、事務連絡会議終了後、各部局監査担当係宛てに送付するほか、下記 WEB ページにも掲載する予定ですので、日頃の業務改善にぜひご活用ください。

【内部監査報告書】詳細は下記WEBページをご覧ください。

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-houkoku/kansa-houkoku-top.htm

・平成２４年度内部監査　７月より開始！　－安全保障輸出管理に関する監査－

「外為法」。正式には、**「外国為替及び外国貿易法」**なんとも難解そうな法律ですが、皆さんはご覧になったことがあるでしょうか？あまり大学には馴染みの薄い法律のような気もしますが、実はそうでもないのです。「外為法」で規制の対象としている特定技術の提供や特定貨物の外国への輸出という行為は、留学生、外国人研究者の受け入れや外国大学との共同研究等により国際的な学術研究活動を展開している東北大学にとって決して無関係とはいえません。本学の教員等が行う教育研究活動の成果が、本来の目的に反して大量破壊兵器等に転用され、国際的な平和及び安全を脅かしてしまうかもしれないのです。



東北大学では、平成２２年３月より安全保障輸出管理委員会や輸出管理アドバイザー等を中心とした組織的な安全保障輸出管理体制を整備しております。今回の内部監査では、安全保障輸出管理の事務を統括している安全保障輸出管理室を中心に、教育研修体制、監査体制や部局に対する指導状況等の監査を実施することとしております。

【内部監査基本計画書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　～東大教授が学生を平手打ち。酒に酔い口論、戒告　他７件～

監査関係のニュースや日常の気になる話題など、皆様の役に立ちそうなネット上の情報を掲載しております。業務の合間など、息抜きの時にご覧ください。

- 東大教授が学生を平手打ち。酒に酔い口論、戒告
- 山形大、セクハラ行為の教授を懲戒処分に
- 福岡大学病院における患者の個人情報の紛失について
- 長崎県立大学教授懲戒停職処分無効確認（地位確認）訴え
- 早大教授、女子学生らへのセクハラで懲戒解雇
- 椙山女学園大教授、盗用で懲戒免職へ
- 信大病院 患者画像データ紛失．信大病院
- 仕事に役立つ整理法（２） －メールと書類の整理術－

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

監 事 監 査 情 報

・平成２４年度監事監査計画書の掲載について

監事が行う監事監査は、年度当初に作成される監査計画に従って実施され、大学運営にかかる重要事項について理事や副学長、さらには本部事務機構の各部長や部局の長へのヒアリングなどを行っています。

平成２４年度の監事監査計画書につきましては、以下のとおりとなっております。

① 組織運営体制の機能状況等について

② 東日本大震災後の復旧・復興計画及びこれらに関連して策定された研究プランとその進捗状況等について
③ 国立大学の機能強化の検討状況等について
④ 第２期中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況等について
⑤ 「監事監査に関する参考指針」に基づく監事監査について
⑥ 監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて

このように、監事の監査というのは、監査対象が業務全般と言っても大学の運営に係る意思決定に係る部分を主に監査をすることになります。監事は、総長、理事・副学長、本部事務機構の各部長、部局の長などのトップマネジメントに対しての監視役であり、課題や問題を指摘しやすい立場にいるのが監事とも言えます。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓
……
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm
……

監 査 人 監 査 情 報

・平成２３年度決算監査について

平成２３年度会計監査人監査については、６月１１日（月）～２１日（木）の決算監査をもって全日程を終了する見込みとなっております。例年、決算監査期間中は各部局への資料提出依頼や問い合わせ等が多くなり、ご迷惑をお掛けすることとは思いますが、随時ご対応いただけるようご協力をお願いいたします。

【会計監査人監査】の詳細は、コチラ↓
……
http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm
……

連 載 企 画



「重箱のスミをつついてみれば・・・」
ー（H23） 情報セキュリティに関する監査ー
～個人情報の漏えいに関する「理想」と「現実」～

第五回目となる「重箱のスミをつついてみれば・・・」ですが、今回は、２２年度の監査期間中に震災が発生し、２３年度に延期となった「情報セキュリティに関する監査」における『重箱のスミ』を取り上げたいと思います。

毎月発行している「おーでぃっとめーる」のコーナーの中に、監査に関係するニュースを集めたコーナーがあります。ここで毎月のように掲載される記事が、**「個人情報の漏えい」**に関する記事です。本学においても過去に幾度となく個人情報の漏えいの可能性がある案件が発生しております。それでは、なぜ？情報漏えいは発生するのでしょうか？



情報漏えいは、自らの不注意で情報が漏えいしてしまう場合（記録メディア等の紛失、メール等の誤送信等）と、悪意ある第三者の行為により情報が漏えいしてしまう場合（盗難、WEB サイトに対する攻撃等）があります。情報漏えいを発生させないためには、悪意ある第三者からの

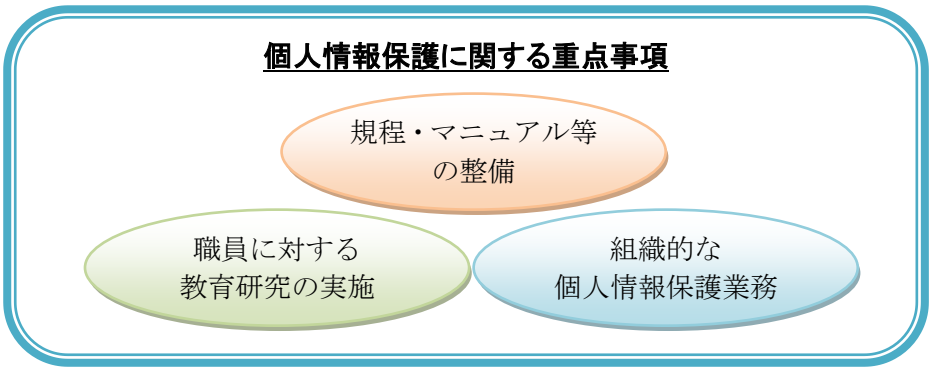
攻撃を防止し、個人情報を持ち出さないということを徹底すれば、情報漏えいは発生しないと思われます。しかし、情報システムのセキュリティを高度化し、個人情報の取り扱いを厳格化すれば、普段の業務や研究等に支障が出かねない問題でもあり、実現には非常に困難が伴うと思われます。

本学では、これらの情報漏えいのリスクに対応すべく、「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」等をはじめとする各種規程や各組織が定めるプライバシーポリシー等に基づき個人情報保護担当者や情報システム管理者等が中心となり個人情報保護業務を行っています。
しかし、情報の漏えいの可能性がある案件が幾度となく発生しているという「現実」からすれば、本学における個人情報保護業務のどこかに問題があると思われます。

今回の内部監査において、問題と思われた点は以下の３点です。

① 個人情報保護に関するマニュアル等の整備が遅れている。
② 個人情報の持ち出しが容易に行うことができる環境である。
③ 個人情報を取り扱っている職員の個人情報保護意識が希薄である。

個人情報を適正に保護するためには、規程やマニュアル等を実態に合わせて整備し、職員等に対する教育・研修を実施し、個人情報保護担当者等だけでなく個人情報を取り扱う者全てが規程等の内容を理解できる体制を整備する必要があると思われます。



個人情報保護に関する体制を整備するためには、個人情報保護事務を所掌する部門だけでなく、学内の情報システム等を管理している情報システム部門、パソコン、記録メディアやセキュリティ関連物品の調達・管理を行っている物品調達部門等と連携し体制を整備する必要があると思われます。監査室といたしましても、フォローアップ等を通して関連する部門と連携し体制整備へのお手伝いができればと考えております。
また、私達個人も、むやみに個人情報を持ち出さない、やむを得ず持ち出す場合は、セキュリティ対策を施すなど、万全を期す必要があると思われます。

あなたのその不用意な行動が、情報漏えいにつながるかもしれません。お気を付けください。



「教えて！成田くん　～支出契約決議の意味を問う～　」

この「教えて！成田くん」は、今年発行した内部監査事例集に記載された項目を成田くんが紹介するという企画です。毎月一題目を選び、深～く広～く解説していきます。
※今回は、内部監査事例集に既に記載されているものではなく、今後取り上げる予定の事例を紹介いたします。

さて、第２回目は、「支出契約決議の意味を問う」というお題で始めさせていただきます。少し長文となっておりますが、どうぞ最後までお付き合いください。

用度を担当している方々にずばりお聞きしたいのですが、支出契約決議の持つ意味を深く考えたことはありますか？

２３年度に行われた標準会計監査において、支出契約決議の決裁が契約・発注の事後に行われている事例が多くの部局において見られました。支出契約決議が、「契約締結の意思決定」を行うものであるにも関わらず、です。理由を聞いてみると、「本部から契約書が届くのが遅いので、仕方がない」、「忙しくて入力するヒマがない」などといった回答がほとんどで、中には「契約何を取っているので問題ないのでは・・・」といった意見もあり、こちらの指摘の内容をなかなか理解してもらえず、残念な思いをしました。

ここでもう一度、支出契約決議の意味をよく考えてみましょう。購買業務マニュアルによれば、支出契約決議は下記のように定義されています。

> 支出契約決議は、「契約締結の意思決定」を行うものですので、契約・発注にあたっては、決裁権限者から支出契約決議の決裁を受けることは必須の行為となります。

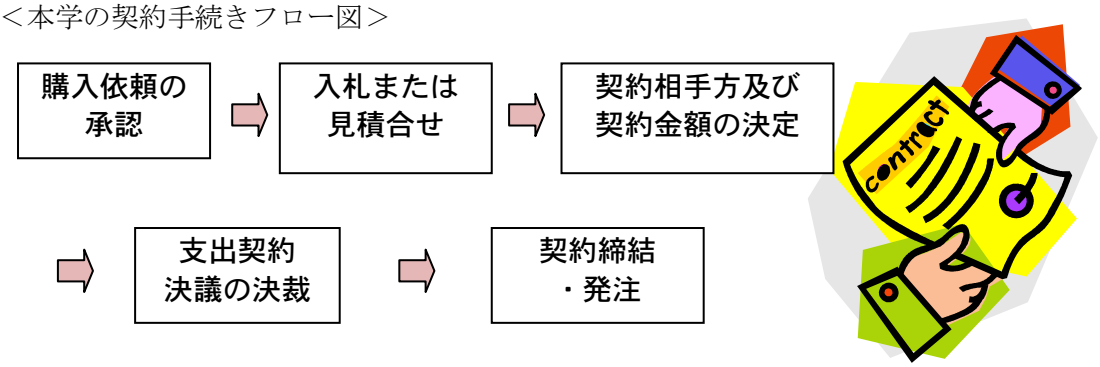
今回の事例は、上記の定義に明らかに反することがお分かりでしょうか。

次に、「本部から契約書が届くのが遅いので、仕方がない」という理由について検証してみましょう。そもそも本部から契約書が届くというのは、どのような案件でしょうか。ここは皆さんすぐにピンと来るはずです。予定価格が３００万円を超えるものは、本部に契約依頼を行う必要があるのですよね。では、もう一歩踏み込んで考えてみましょう。なぜ、本部に契約依頼を行う必要があるのでしょうか。答えは簡単です。部局には、「契約締結の意思決定」を行う権限が無いからです。つまり、予定価格が３００万円を超える契約案件についての支出契約決議は、部局ではなく本部で行う（本部でしか行えない）のであって、部局で行うのは、あくまで予算差引のために財務会計システムにデータ入力を行う部分のみなのです。

もう、お分かりでしょうか。上記のような回答をしてしまった方々は、支出契約決議という決裁行為と財務会計システムへの支出契約決議データの入力行為とを混同してしまっているのです。別の言い方をすれば、**①支出契約決議の決裁が、財務会計システムへの入力如何に関わらず、予定価格の大小に関わらず、本学の契約手続き上、契約・発注前に行わなければならない必須の行為**だということと、**②支出契約決議データの入力は、本部契約か部局契約かによって意味合いが異なる**、ということを十分に理解していないのです。

下記をご覧ください。

＜本学の契約手続きフロー図＞



本学の契約手続きは、原則的に上記のフローに則り行われなければなりません。金額の大小などによって省略が可能な手続きもありますが、それらは全て学内規程や細則等により明確に定められています。それでは、支出契約決議の決裁が省略可能な場合というのは、果たしてあるのでしょうか。時間のあるときに、関連規程等を熟読してみてください。そのような定めは、どこにもないのです。また、**購買業務マニュアル P.8** には、本部契約の場合の支出契約決議について詳しい説明がなされており、決裁自体は本部で行うが、契約締結段階での予算差引を行うための財務会計システムへの入力は各部局で行う（決裁は、原

則不要)、という２段階構成であることが明記されています。これに対し、部局契約の場合は、支出契約決議の決裁と契約締結段階での予算差引を同時に行うことができるため、支出契約決議のデータ入力が原則処理として定められているというわけです（１５０万円を超えない場合は、データ入力の省略可能)。

以上のことから、「本部から契約書が届くのが遅いので、支出契約決議の決裁が遅れてしまう」という回答は、こちらの質問の意図とはピントがずれてしまっていることがお分かりいただけると思います。また、契約伺と支出契約決議は、下記のようにその意味合いが明確に異なりますので、この回答も理由としては成り立ちません。

◆*「契約伺」とは、見積書や随意契約理由書等に基づき、契約の方法及び予定価格についての意思決定を行うもの*
◆*「支出契約決議」とは、入札又は見積合わせの結果に基づき、契約締結の意思決定を行うもの*

そろそろ、まとめに入りましょう。



「支出契約決議」のポイント

Ⅰ．如何なる場合も決裁の省略は不可(教員発注可能な案件を除く)

Ⅱ．決裁は、契約・発注前が必須

Ⅲ．本部契約と部局契約では、決裁者が異なる

Ⅳ．本部契約の場合の財務会計システムへのデータ入力は、決裁不要

Ⅴ．「契約伺」とは、全くの別物

誤解されていた方や認識が不足していた方、今からでも遅くはありませんので、上記を念頭において、日頃の業務に取り組んでいただければ幸いです。

さて、今回の「教えて！成田くん」はいかがだったでしょうか。このコラムは毎月監査スタッフが交代で担当することになっており、それぞれの視点から事例を解説していきます。事例集の内容や日頃疑問に行っていることなど、解説を書いてもらいたい項目がありましたら、メールなどでどしどしお知らせください。

（監査室：Mr.NO）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で日常の出来事をゆる～く「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「四天王監査(?!)について」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

４月から監査スタッフとして配属になりました、荒澤です。私自身、監査に関する仕事は何度か経験しているのですが、監査室は全く別世界で、当初は飛び交う会話に？？？がいくつ付いていたか分かりません。２か月が過ぎ、少しずつ？も減ってきているところで

すが、最近では、内部監査報告書の作成に苦戦し、文章力の無さを痛感しております。
　この Audit　Cafe も何書こう？・・・と悩んでいたら、室長からお題をいただきました。思わず笑ってしまったあなた、何それ？と思われた方、もちろん、そんな監査はないのでご安心ください。
　四天王と言うと、あまり良いイメージが湧かない方も多いかと思いますが、実は、仏教において、広目天（西）、増長天（南）、持国天（東）、多聞天（西）という方位を守る 4 人の守護神を言うそうですよ。（ちょっと恐そうな仏像ですが・・・）



四　天　王

　先ずは、そんな四天王キャラを一新する話題で自己紹介をしたいと思います。私の最近のハマり事ですが、それはキャラ弁です。一度作ったら、止められなくなってしまい、運動会、遠足・・・と、その時々に子供がハマっているキャラ弁に挑戦しています。ただ、絵心のない私にとって、キャラクターを作るのは至難の業。行事前は COOKPAD 三昧の毎日です。そして、前日の夜に海苔を切り、当日はたった一つのおにぎりに 30 分以上もかかることもしばしば・・・。　　少しは、四天王キャラ、払拭できましたか？





←挑戦作品です。
次回、挑戦予定は「ヒゲぴよ」です。
誰かに似ているかも？



　最後に、7 月から競争的資金の監査が始まります。私も何部局かお邪魔するかと思いますが、初めての監査で緊張していると思うので、優しくご対応いただければ幸いです。
　私自身もそうでしたが、監査で指摘されることは、あまり良い気分はしないですよね。個人的な意見ですけど、日々の業務に追われ、なかなか規程やマニュアルを読む時間を持てない方もいらっしゃるかと思います。そんな日常の中で、年に数回ある内部監査を、知らなかったこと、認識が間違っていたことに**「気付く」**きっかけに、そして監査報告書をその気付きを**「改善する」**きっかけにしていただければと思っています。
　どうぞよろしくお願いいたします。

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆アドレス変更・配信中止のお手続きは…
　kansa@bureau.tohoku.ac.jp
◆その他、各種お問い合わせは...
【電話でのお問い合わせ】
　東北大学監査室（８：３０～１７：１５）
　　０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
　　０２２－２１７－５６８０（業務担当：佐藤、志賀野）
　　０２２－２１７－４８８０（財務担当：荒澤、小鳥、西川）
【メールでのお問い合わせ】
　東北大学監査室
　　kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します